

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ

水戸市犯罪被害者等見舞金のご案内

犯罪行為により被害に遭われた方やそのご遺族に対し、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。

令和7年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなった方のご遺族※1
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為によって重傷病を負われた方※2

※1 配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(支給対象となるには順番があります。)

※2 犯罪行為による負傷等の療養に1か月以上、かつ通算3日以上入院が必要(精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された方

対象となる犯罪行為	殺人、傷害、強盗致傷等の <u>人の生命又は身体を害する罪に当たる行為</u>
住所要件	<u>犯罪被害が発生してから見舞金の申請まで継続して水戸市内に住所を有する</u> 犯罪被害者又はその遺族
申請期限	<u>犯罪被害者の死亡を知った若しくは医師の重傷病の診断の日から1年以内、又は犯罪被害が発生した日から2年以内</u>
その他	上記以外にも必要な条件があります。 <u>申請をご希望の場合は、申請前に下記までご相談ください。</u>

問い合わせ先・申請窓口

水戸市 市民協働部 生活安全課 交通安全・防犯係

〒310-8610 水戸市中央1-4-1水戸市役所4階

Tel:029-224-1113 Fax:029-232-9238



市ホームページも
ご覧ください